

(トヨタ モーター クレジット) トヨタグループ世界債券ファンド

毎月分配型／年2回分配型

自動けいぞく投資約款

東海東京証券株式会社

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます）と、東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます）とのあいだの、野村アセットマネジメント株式会社の発行する（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（毎月分配型）受益権および（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（年2回分配型）受益権の自動けいぞく投資に関するとりきめです。当社は、この約款に従って自動けいぞく投資契約（以下「契約」といいます）を申込者と締結いたします。

第2条（申込コースおよび申込方法）

1. 申込者は、買付を希望する投資信託受益権の種類に応じ、次に掲げるファンドごとに契約を申込むものとしたします。

ファンド名	受益権の種類
（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（毎月分配型）	追加型投資信託受益権 （トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（毎月分配型）
（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（年2回分配型）	追加型投資信託受益権 （トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（年2回分配型）

2. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名捺印し、これを当社の本・支店または営業所（以下「扱店」といいます）に提出することによって契約を申込むものとしたします。
ただし、既に他の自動けいぞく投資コース（株式累積投資を除く）において上記方法により申込が行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものとします。
3. 契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者の（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（毎月分配型）および（トヨタ モーター クレジット）トヨタグループ世界債券ファンド（年2回分配型）（以下、「ファンド」という）の自動けいぞく投資口座を設定いたします。
4. 上記第2項ただし書きに基づき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

第3条（金銭の払込み）

申込者は、申込ファンドの投資信託受益権を買付けるため、1回の払込みにつき5千円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金はこれを契約申込時に払込むものとしたします。

第4条（買付時期・価額）

1. 当社は、申込者から買付けの申込みがあったとき、当該ファンドの投資信託受益権の買付けを行います。
2. 前項の買付価額は、買付日の翌営業日の基準価額に所定の手数料を加えた金額といたします。
3. 買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、その買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

第5条（果実の再投資）

投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰り入れ、原則としてその全額をもって決算日の基準価額により当該投資信託受益権の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

第6条（返 還）

1. 当社は、申込者からこの契約に基づく投資信託受益権の返還の請求を受けたときは、換金のうえその代金を返還いたします。この場合の換金金額は、返還請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額といたします。
2. 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、扱店より申込者に返還いたします。

第7条（解 約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
 - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
 - (2) 買付けが引き続き1ヵ年をこえて行われなかったとき。
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の有価証券の果実によって指定された有価証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。
 - (3) 当社が、この契約に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。
 - (4) この契約にかかる投資信託受益権が償還されたとき。
2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく第6条に準じて投資信託受益権の返還をいたします。

第8条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居ならびに登録印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。
2. 前項のお届け出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第10条（その他）

1. 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2. 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - (1) 所定の手続きにより、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還した場合。
 - (2) 印影が登録印と相違するために、この契約に基づく投資信託受益権返還代金の金銭を返還しなかった場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付け、もしくは投資信託受益権返還代金の金銭の返還が遅滞した場合。

3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上
(2019年3月)